

文京区こどもの権利に関する条例の施行及び 文京区こどもの権利擁護委員の設置について

1 文京区こどもの権利に関する条例の施行

令和8年4月1日に「こどもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）が施行された。これを受けて、こどもの最善の利益を守るために、こどもの権利とその擁護に関する理解促進と普及啓発を一層推進する。

条例全文（別紙1のとおり）

2 こどもの権利に関する啓発

(1) チラシ・ポスター

区内各施設、区内社会教育団体等に配布及び掲示依頼を行った。

条例啓発チラシ（別紙2のとおり）

(2) その他啓発物の作成

「動画」、「すごろく」、「パンフレット」、「ノベルティ（クリアファイル、消しゴム）」を作成予定である。内容やデザイン等の詳細については、第2期こどもの権利推進リーダー会議において中高生33名と検討を行う。

(3) 啓発イベントの開催

文の京こども月間（9月～11月）等

3 こどもの権利擁護に関する取組

(1) 概要

こどもの権利侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として「文京区こどもの権利擁護委員」（以下「権利擁護委員」という。）を設置する等の取組を行う。

(2) 権利擁護委員

ア 人数

3名

イ 職務内容

- ① こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと
- ② こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること
- ③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に必要な要請をすること
- ④ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること
- ⑤ こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこと及び関係者との協力の推進に関すること

ウ 相談対応

- ① 週3日（1日5時間程度）開設し対応する。
- ② 相談手法は、対面、電話、相談フォーム等による。

※詳細は引き続き検討していく。

(3) 今後のスケジュール（案）

令和8年	7月	権利擁護委員の委嘱
	7月～9月	権利擁護委員と事務局で運用方法を検討
	10月1日	相談受付開始